

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区横大路東裏町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	南部区画整理事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	86.6
舗装工	m2	349	縁石工	式	1
排水構造物工	式	1	防護柵工	式	1
区画線工	式	1	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、伏見西部第四地区のうち横大路緯12-2号線の道路拡幅を行い、土地区画整理事業の促進を図るものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月	
基 準 適 用 年 月	2025年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 (参考数量)	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	10				(概)
路体盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土 (参考数量)	施工幅員:2.5m未満	m3	30				(概)
土材料	材料:山土(盛土用良質土),購入土	m3	30				
路床盛土工		式	1				
路床盛土 (参考数量)	施工幅員:4.0m以上	m3	20				(概)
土材料	材料:山土(盛土用良質土),購入土	m3	20				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 粘性土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	270				(概)
残土等処分	土質:土砂(粘性土)	m3	270				

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工		式	1				
舗装準備工		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	309				(概)
アスファルト舗装工 (本舗装)		式	1				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	309				(概)
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:RM-30, 仕上り厚:100mm	m2	309				(概)
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm	m2	309				(概)
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (標準, 土留無し, 障害無し) (参考数量)	土質:土砂	m3	210				
床掘り (小規模) (参考数量)	土質:土砂	m3	60				
埋戻し (最大埋戻幅1m以上4m未満) (参考数量)	土質:良質土	m3	140				
埋戻し (最大埋戻幅1m未満) (参考数量)	土質:良質土	m3	90				

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土材料	材料:山土(盛土用良質土),購入土	m3	230				
側溝工		式	1				
自由勾配側溝	側溝規格:W300×H600	m	64				
自由勾配側溝	側溝規格:W600×H1100	m	70				
現場打側溝(1)	側溝規格:W300×H600	m	2				
現場打側溝(2)	側溝規格:W300×H600	m	3				
現場打側溝(3)	側溝規格:W300×H600	m	4				
現場打側溝(4)	側溝規格:W300×H600	m	3				
現場打側溝(5)	側溝規格:W300×H600	m	4				
側溝蓋 (40kgを超え170kg/枚以下)	側溝規格:W300×H600 蓋種類:コンクリート蓋	枚	53				
側溝蓋 (40kgを超え170kg/枚以下)	側溝規格:W600×H1100 蓋種類:コンクリート蓋	枚	63				
側溝蓋 (40kg/枚以下)	側溝規格:W300×H600 蓋種類:グレーチング蓋	枚	6				
側溝蓋 (40kgを超え170kg/枚以下)	側溝規格:W600×H1100 蓋種類:グレーチング蓋	枚	7				

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
管渠工		式	1					
管路取付 (材料費)	管径:75mm 管種類:硬質塩化ビニル管(薄肉管)	m	1				(概)	
管路取付 (材料費)	管径:100mm 管種類:硬質塩化ビニル管(薄肉管)	m	2				(概)	
管路取付 (材料費)	管径:125mm 管種類:硬質塩化ビニル管(薄肉管)	m	0.3				(概)	
管路取付 (材料費)	管径:150mm 管種類:硬質塩化ビニル管(薄肉管)	m	0.3				(概)	
側溝壁削孔 管径:75mm	削孔径:77mm以上90mm未満, 削孔深さ:50mm以上200mm未満	孔	2				(概)	
側溝壁削孔 管径:100mm	削孔径:110mm以上128mm未満, 削孔深さ:50mm以上200mm未満	孔	8				(概)	
側溝壁削孔 管径:125mm	削孔径:128mm以上160mm未満, 削孔深さ:50mm以上200mm未満	孔	1				(概)	
側溝壁削孔 管径:150mm	削孔径:160mm以上180mm未満, 削孔深さ:50mm以上200mm未満	孔	1				(概)	
区画線工		式	1					
区画線工		式	1					
熔融式区画線 (外側線)	施工方法区分:熔融式手動, 規格・仕様区分:実線 1 5cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	130					
熔融式区画線 (停止線)	施工方法区分:熔融式手動, 規格・仕様区分:実線 4 5cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	2					

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 (ダイヤマーク)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	2				
溶融式区画線 (通学路表示)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	1				
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
地先境界ブロック	ブロック規格:C種(150×150×600)	m	69				
張コンクリート	コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉)	m2	9				
道路附属施設工		式	1				
蓋高調整工		式	1				
仕切弁嵩上げ (材料費)	嵩上げ高:100mm	箇所	1				(概)
消火栓嵩上げ (材料費)	嵩上げ高:110mm	箇所	1				(概)
人孔蓋高調整 (No. 7人孔) (材工共)	嵩上げ高:200mm	箇所	1				(概)
人孔蓋高調整 (No. 6人孔) (材工共)	嵩上げ高:290mm	箇所	1				(概)
人孔蓋高調整 (No. 5人孔) (材工共)	嵩上げ高:80mm	箇所	1				(概)

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
構造物撤去工		式	1					
構造物取壊し工		式	1					
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	7					(概)
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:5cm	m2	209					(概)
擁壁撤去	平均H=1000 工法区分:機械施工	m	75					(概)
排水構造物撤去工		式	1					
側溝(A) 撤去	側溝規格:W350×H200-240	m	82					(概)
側溝(B) 撤去	側溝の一部取壊し 工法区分:機械施工	m	5					(概)
側溝(C) 撤去	側溝の一部取壊し 工法区分:機械施工	m	76					(概)
側溝(D) 撤去	側溝規格:W350×H300	m	1					(概)
蓋版撤去 (40kgを超え170kg/枚以下)	蓋種類:コンクリート蓋	枚	262					(概)
蓋版撤去 (40kg/枚以下)	蓋種類:グレーチング 蓋	枚	6					(概)
運搬処理工		式	1					

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	48				(概)
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(二次製品)	m3	7				(概)
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	11				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	48				
殻処分	殻種別:コンクリート(二次製品)	m3	7				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	11				
スクラップ 処分	発生材種類:スクラップ (ヘビ°-H1)	t	-0.1				
現場発生品運搬 積込・荷卸を含む	発生材種類:スクラップ (ヘビ°-H1)	t	0.1				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	65				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（道路）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の32.6%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
役務費		式	1				
借地料	横大路緯12-2号線北側	式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書（道路）

[illegible]

設計内訳書（公共関連 1）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 (参考数量)	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	2				(概)
路体盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土 (参考数量)	施工幅員:2.5m未満	m3	2				(概)
土材料	材料:山土(盛土用良質土), 購入土	m3	2				
路床盛土工		式	1				
路床盛土 (参考数量)	施工幅員:4.0m以上	m3	3				(概)
土材料	材料:山土(盛土用良質土), 購入土	m3	3				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 粘性土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	30				(概)
残土等処分	土質:土砂(粘性土)	m3	30				

設計内訳書（公共関連 1）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工			式	1				
舗装準備工			式	1				
不陸整正		補足材:無し	m2	40				(概)
アスファルト舗装工			式	1				
下層路盤(車道・路肩部)		路盤材種類:RC-30, 仕上り厚:100mm	m2	40				(概)
表層(車道・路肩部)		材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm	m2	40				(概)
排水構造物工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (標準・土留無し・障害無し) (参考数量)		土質:土砂	m3	20				
床掘り (小規模) (参考数量)		土質:土砂	m3	4				
埋戻し (最大埋戻幅1m以上4m未満) (参考数量)		土質:良質土	m3	10				
埋戻し (最大埋戻幅1m未満) (参考数量)		土質:良質土	m3	3				
土材料		材料:山土(盛土用良質土), 購入土	m3	10				

設計内訳書（公共関連 1）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管渠工			式	1				
暗渠排水管（φ150） フィルター材を含む		作業区分:据付,管種別:波状管,継手:不要,フィルター材:山砂	m	3				
暗渠排水管（φ500） フィルター材を含む		作業区分:据付,管種別:波状管,継手:不要,フィルター材:山砂	m	13				
隔壁工(1)		コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉) 目地材種類:瀝青質目地板 t=10	箇所	1				
隔壁工(2)		コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉) 目地材種類:瀝青質目地板 t=10	箇所	1				
隔壁工(3)		コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉) 目地材種類:瀝青質目地板 t=10	箇所	1				
場所打水路工			式	1				
仮放水路		コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉)	m	2				
区画線工			式	1				
区画線工			式	1				
溶融式区画線 （外側線）		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	18				
防護柵工			式	1				
防止柵工			式	1				

設計内訳書（公共関連 1）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
転落防止柵	施工区分:コンクリート建込						(概)
コンクリート削孔を含む		m	4				
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				
防護柵(横断・転落防止柵)撤去	柵種類:横断防止柵	m	4				(概)
運搬処理工		式	1				
スクラップ処分	発生材種類:スクラップ(ヘビ°-H1)	t	-0.04				
現場発生品運搬	発生材種類:スクラップ(ヘビ°-H1)	t	0.04				(概)
積込・荷卸を含む							
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	5				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（公共関連 1）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の34.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書（公共関連1）

[illegible]

設計内訳書（公共関連 2）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持			式	1				
防護柵工			式	1				
路側防護柵工			式	1				
ガードレール (施工箇所：伏見区横大路貴船) コンクリート削孔を含む		施工区分:コンクリート建込, 規格:Gr-C-2B	m	10				(概)
ガードレール (施工箇所：伏見区横大路貴船) アスファルト削孔を含む		施工区分:土中建込, 規格:Gr-C-4E	m	4				(概)
構造物撤去工			式	1				
防護柵撤去工			式	1				
防護柵撤去(ガードレール) (施工箇所：伏見区横大路貴船)			m	3				(概)
運搬処理工			式	1				
スクラップ 処分		発生材種類:スクラップ (ヘビ- H1)	t	-0. 03				
現場発生品運搬 積込・荷卸を含む		発生材種類:スクラップ (ヘビ- H1)	t	0. 03				(概)
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				

設計内訳書（公共関連2）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	2				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の923.7%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				

設計内訳書（公共関連2）

工事名	伏見西部第四地区 横大路緯12-2号線拡幅工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	借地料		横大路緯12-2号線北側						
	名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	借地料(一式入力)			式	1				
	合計								

特記仕様書（個別工事編）

工事名 伏見西部第四地区 横大路緯 12-2 号線拡幅工事

工事場所 京都市伏見区横大路東裏町他 地内

1 一般事項

第 1－1 条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 6 年 8 月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 6 年 8 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第 1－2 条（受注者指定方式による「月単位の週休 2 日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」）であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休であることを明記すること）である旨を明示すること（様式不問）。

第 1－3 条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第1－4条（前払金）

- 1 設計内訳書（道路）、同（公共関連1）及び同（公共関連2）の前払金は、本内訳の請負代金の40%以内とし、中間前払金は同様に20%以内とする。
- 2 前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第2－1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち現地調査を行い、本工事内容について正確に把握すること。その上で、設計図書の照査を行い、施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。
- 2 施工箇所の確認のため、事前に監督職員と現場立会いを行うこと。また、立会い時に確認した内容については工事打合簿で提出すること。
- 3 本工事施工箇所は通学路であるため、特に登下校時間は安全に注意して施工し、支障とならないよう十分配慮すること。また、作業中以外においても立入防止措置を適切に行うなど、安全を確保すること。
- 4 施工時の粉塵・騒音等には十分注意するとともに、必要に応じて散水等の対策を講じること。また、学校行事等の際は、工程を組み替えるなど、行事等に支障のないよう調整すること。
- 5 着工以後は週間工程表を監督職員へ提出すること。提出期限は前週の木曜日17時とする。なお、工程表の様式については、監督職員と協議して決定することとし、電子メールによるデータ送信も可とする。
- 6 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 7 工事用車両は道路上に駐車せず、現場内に駐車すること。車両等で現場内を通行する際には最徐行を行い、騒音、振動を最小限にするよう、本工事従事者に周知徹底すること。
- 8 請負者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ速やかに工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を作成し、工事着手1週間前までに工事場所の周辺住民、企業者及び学校等に周知すること。
- 9 閉庁日に作業を行う場合は、事前に打合簿により監督職員の承諾を受けること。
- 10 本工事では、山土（盛土用良質土）を盛土材および埋戻材として使用する。山土（盛土用良質土）は、CBR20以上を満たすものを使用すること。
- 11 設計内訳書（道路）のうち人孔蓋高調整の施工歩掛については、下水道用設計標準歩掛の「蓋（受枠とも）及び調整コンクリートブロック据付工」を使用している。
- 12 設計内訳書（道路）において、本工事の施工にあたり施工箇所の北側で必要となる借地に係る「借地料」を計上している。「借地料」は、国土交通省が公表する令和7年地価公示のうち本工事施工箇所に最も近い標準地における単位面積当たりの価格を土地価格とし、借地面積を322m²、借地期間を5箇月として、「土木工事標準積算基準書 第I編総則・第2章工事費の積算・2－6役務費の1）」に基づき算出している。

※ 国土交通省ホームページ「令和7年地価公示関係データ」参照

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr4_000043.html)

- 13 本工事借地範囲は駐車場として利用されているため、借地に先立ち、土地所有者および駐車場利用者と十分に調整を行うこと。
- 14 本工事で撤去する既設側溝の付近に水道管が埋設されているため、必要に応じて試掘を行うなど十分注意して施工すること。
- 15 本工事施工箇所において、大阪ガス株式会社がガス管敷設工事を予定している。施工時期、安全対策等について十分に調整を行うこと。

第2-2条（施工時間）

施工時間は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、関係部署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、時間外作業が想定される場合は事前に監督職員の承認を受け、影響のある周辺住民等へ周知すること。

第2-3条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	

第2-4条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
横大路 緯12-2号線	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第3-1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 （JIS I類、JIS II類含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
道路土工 （路体盛土工） （路床盛土工） 作業土工 （埋戻し）	土材料	山土（盛土用良質土）

第3-2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3-3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工（掘削工）		土質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」
＜設計内訳書（道路）＞

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
排水構造物工（側溝工）	自由勾配側溝	基準高（水路底）
排水構造物工（側溝工）	現場打側溝	コンクリート打設前の状況（配筋状況（鉄筋径、数量、加工、重ね長、継手、かぶり等）、スペーサー、型枠等）

＜設計内訳書（公共関連１）＞

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
排水構造物工（側溝工）	隔壁工(1)、(2)、(3)	コンクリート打設前の状況（配筋状況（スペーサー、目地材、型枠等）

第３－４条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
工事範囲の境界確認	本工事施工箇所は区画整理に伴う換地の境界線と一部一致するため、監督職員立会のもとで行う。

４ 建設副産物に関する事項

第４－１条（建設副産物の適正処理）

１ 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成２３年４月１日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成１６年４月１日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町井手久保 48-1	設計運搬距離 L=20.4km
コンクリート塊 (二次製品)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町禅正寺粽谷 37	設計運搬距離 L=22.7km
アスファルト・コンクリート塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L=3.8km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正 京都府京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L=16.7km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分にかかる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH1)	京都市伏見区横大路畔ノ内 46-3	設計運搬距離 L=1.4km

第 4－2 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成 26 年 6 月 4 日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第5-1条(工事書類の提出)

完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第5-2条(情報共有システムの利用)

1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン(令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5－3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

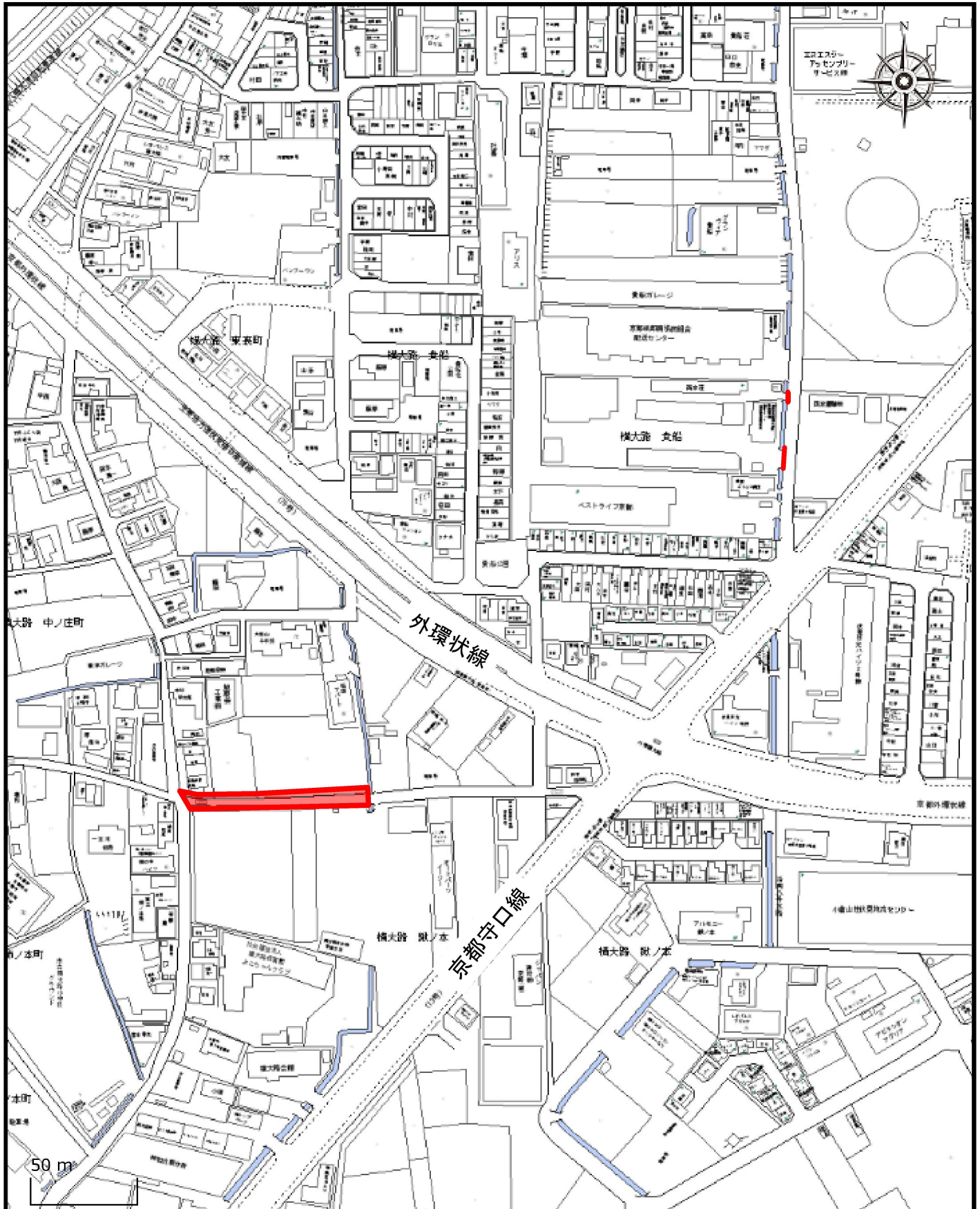
第5－4条（施工合理化調査に対する協力）

本工事は「施工合理化調査」の対象工事である。調査の対象範囲は以下のとおりとする。なお、調査表等は監督職員より別途指示するものとする。

- ・対象工種：コンクリート削孔工

また、施工合理化調査の費用は、設計変更で必要な経費を計上する。

位置図



1 / 2500

 本工事施工箇所